

2026（令和8）年度 税制改正大綱

令和7年12月末に2026（令和8）年度 税制改正大綱が閣議決定されました。今回は主な改正内容の概要を紹介し、次回以降により詳しい解説を行います。

今回の税制改正は、昨年に引き続き物価高への対応として基礎控除等の引上げ、「強い経済」の実現に向けた新たな設備投資促進税制の創設等が行われました。その他に税負担の公平の観点から、高所得者への税負担の適正化等が行われます。

主要な改正項目の概要

項目	内容
個人所得関連	1. 所得税の基礎控除の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げ ・昨年に引き続き納税者本人の基礎控除の引上げ（基礎控除+4万円、給与所得控除+4万円）が行われます。さらに2026（R8）年と2027（R9）年は特例により中低所得者に対して追加の引上げが行われます。2025（R7）税制改正でいわゆる103万円の壁が123万円に引上げましたが、さらに2026（R8）では178万円に引き上げられます。
	2. NISA の拡充 ・次世代の資産形成支援として、NISAのつみたて投資枠の口座開設が可能な年齢が18歳未満に拡充されます。0～17歳の間の非課税のつみたて投資枠は60万円/年、限度額600万円となります。
	3. 住宅ローン控除の拡充 ・既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件等の緩和等の見直しを行った上で、適用期限が5年延長されます。
法人関連	1. 賃上げ促進税制の見直し ・大企業向け措置は2026（R8）年3月31日をもって廃止。 ・中堅企業向け措置は適用要件の厳格化及び教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止して2027（R9）年3月31日をもって廃止。 ・中小企業向け措置は教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止して継続。
	2. 少額減価償却資産の即時償却の見直し等 下記の改正を行い、適用期限を3年延長（2029（R11）年3月31日まで）。 ・対象資産の取得価額を1組40万円未満（現行30万円未満）に引上げ。 ・常時使用従業員数が400人超の法人を適用対象外。
	3. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設 企業の大胆な設備投資に向けた税制支援として創設し、設備投資計画の確認を受け、設備投資の即時償却又は税額控除（4%or7%）の適用。 ・投資計画の設備投資額35億円以上（中小企業等は5億以上）。 ・投資利益率（見込）が15%以上等の大規模投資が対象。

その他の改正項目

・防衛特別所得税（仮称）の創設

2025（R7）年度税制改正で法人税に対して創設された「防衛特別法人税」の所得税版になります。所得税額に対する1%の新たな付加税で、2027（R9）年1月から開始されます。但し、復興特別所得税の税率を1.1%（現行2.1%）に引き下げることで、足下の負担を緩和する一方で、復興特別所得税の課税期間が2047（R29）年まで10年延長されます。

・消費税（免税事業者からの課税仕入れの経過措置）

免税事業者からの課税仕入れに係る控除の経過措置（現行8割）について、最終的な適用期限を2年延長し、控除可能割合の引き下げペース・幅が緩和されます。

① 1月の予定

1/13・12月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

2/2・11月決算法人の確定申告

・2,5,8月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所

検索

